

令和5年2月7日
千葉県報第13809号 別冊

千葉県職員措置請求の監査結果の公表

千葉県監査委員

別 記

第 1 結論

- 1 本件措置請求のうち、千葉県庁（以下「県庁」という。）に半旗を掲げた職員の時間分の給与を千葉県（以下「県」という。）に納める措置を求める部分を却下する。
- 2 本件措置請求のうち、千葉県知事（以下「知事」という。）、千葉県議会議長（以下「議長」という。）の「故安倍晋三国葬儀」（以下「本件国葬」という。）参列に要した旅費等一切の公金を県に返納する措置を求める部分を棄却する。

第 2 請求の内容

- 1 措置請求人（以下「請求人」という。）
省 略

- 2 受付日

令和 4 年 1 1 月 7 日

- 3 請求の要旨

提出された千葉県職員措置請求書及び添付の事実証明書（以下「請求書等」という。）、請求人の陳述等を総合し、本件措置請求の要旨を次のように解した。

以下の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づき、事実証明書を添え、知事及び議長に対し次の措置を求めるよう請求する。

ア 知事、議長は本件国葬参列に要した旅費等一切の公金を県に返納すること（随行職員分を含む。）。

- イ 知事は県庁に半旗を掲げた職員の時間分の給与を県に納めること。
- (1) 本件国葬について内閣府設置法を根拠とする詭弁
- 岸田首相は、令和4年9月27日に本件国葬を挙行することを閣議決定した。
- 国葬令（大正15年勅令第324号）は失効しており、現在の日本において、「国葬」について定めた法令は存在しない。
- 政府は内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項第33号を本件国葬の根拠と主張しているが、同法同項同号の「儀式」は天皇の国事行為としての儀式が念頭に置かれており、この儀式の行政作用法としては皇室典範が挙げられる。
- 今回の閣議決定が皇室典範と同等の位置付けにあるとするのは内閣による詐欺である。本件国葬は、何らの法的根拠なく違法な行政行為と言わざるを得ない。
- (2) 本件国葬の違法・違憲性について
- 本件国葬は、安倍氏を特別扱いするもので、憲法第13条、第14条に基づく個人の平等という基本的な大原則に正面から反するものである。
- 岸田首相は、令和4年8月10日の記者会見において「国葬」について「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」と規定したが、敬意・弔意を表す「国全体」の意味を、国民全員とするなら、敬意・弔意を持つかは思想・良心の自由（憲法第19条）、敬意・弔意を表現するかは表現の自由（憲法第21条第1項）に違反することとなり、「国全体」を敬意・弔意を持つ一部の国民とするなら公共性を失うこととなり、内閣のメンバーとするなら、中身は内閣葬となり、国葬と名乗る資格がなくなる。「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」という規定は、上記憲法違反のほか、論理的破綻をきたす。
- (3) 県庁に半旗を掲揚することは憲法第19条、第21条違反
- 故人に対して追悼の念を抱くこと、さらに追悼の念を表明すること等も、思想良心に基づく表現行為としてきわめて個人的な営為である。
- 本件国葬当日、県庁に半旗を掲揚する。弔意を表すのが知事や議長とするなら、県民の共有財産の私的利用であるから、犯罪要件となる。県庁職員または県民とするなら、それらの全てが弔意を表すことを意味し、憲法第19条、憲法第21条違反である。
- (4) 本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性
- 本件国葬に地方公共団体の知事等が出席し、公金を支出することは、地方自治法に反する。同法第2条第2項は、普通地方公共団体は、「地域における事務及びその他の事務」で「法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」を処理するとしている。これは、住民自治と団体自治を地方自治の本旨とする憲法第92条に基づく規定である。
- 知事、議長が本件国葬に参列し旅費に公金を支出することは、上記の

規定に反するばかりでなく、納税の義務と一体の憲法第13条に規定される幸福追求権を阻害するものである。

第3 陳述の聴取及び監査の実施

1 請求の受理

本件措置請求について、法第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、令和4年11月18日付け監査調第161号の5により事実証明書について請求人に補正を命じたところ、同月30日に追加の事実証明書が提出された。

同年12月1日、本件措置請求を受理し、知事に対して監査を行うことを決定した。

2 監査対象事項

請求書等及び請求人の陳述を総合すると、請求人は、本件国葬が違憲・違法な行政行為であるとした上で、知事及び議長が参列し、公金を支出すること並びに半旗を掲揚し、職員にその時間分の給与を支払うことが違法である旨主張するものと解される。

したがって、請求人の主張に関する事務を所掌している千葉県総務部秘書課、総務課、人事課、管財課、同総合企画部政策企画課及び同議会事務局総務課（以下それぞれ「秘書課」、「総務課」、「人事課」、「管財課」、「政策企画課」及び「議会事務局総務課」という。）を監査対象機関として、本件国葬に係る公金の支出に、請求人の主張する違法又は不当があるか監査した。

3 請求人の陳述の聴取

法第242条第7項の規定により、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、令和5年1月5日に証拠を提出した上、同月6日に陳述を行った。

請求人は、本件措置請求に至った背景を述べた上で、人間は平等であり、国葬などというものがあってはならず、そのようなものに知事が参列したと主張した。

3の2 証拠の提出

請求人は、証拠として以下の書類を提出した。

- ・ 令和5年1月5日付け「千葉県知事 熊谷俊人 様へ」

4 執行機関による陳述の聴取

令和4年12月9日、本件措置請求に係る執行機関の陳述の内容を記載

した書面の提出を求めたところ、同月19日、同日付け秘第114号により、「住民監査請求に対する意見書」（以下「意見書」という。）と題する書面が知事から別添のとおり提出された。令和5年1月6日、千葉県総務部総務課長から陳述を聴取したところ、意見書のとおり陳述した。

5 令和5年1月6日に実施した監査の概要

令和5年1月6日、秘書課、総務課、人事課、管財課、政策企画課及び議会事務局総務課に対して監査を行った。質疑応答の概要は、以下のとおりである。

- (1) 請求人は、法第2条第2項を著しく限定的に捉えているが、意見書にあるように、普通地方公共団体は「地域における事務」を包括的に処理する権能があるという解釈が正式なものであると思っております。

【県の回答】

法の逐条解説や、最高裁判例においても、普通地方公共団体の事務は法令で定められた範囲に限定されているものではなく、儀礼的なものについても普通地方公共団体の事務に当たるとされており、正式な解釈である。

- (2) 請求人の提出した請求書等の大半は、本件国葬についての違憲性及び違法性を述べており、住民監査請求における審査の対象ではないと考えられるが、意見書において詳細に回答しているのはなぜか。

【県の回答】

本件国葬については国が主催しており、その違憲性及び違法性については県への住民監査請求の対象ではないと考えている。予備的に政府の見解を述べたものである。

- (3) 国葬を開催する際の基準がなかったために発生した問題と思うが、国葬というものは、内閣が機関として決定できる儀式の一つであるという認識でよろしいか。

【県の回答】

政府の見解としては、そのとおりである。

- (4) 本件国葬以外に、国の行事のうち儀礼的なものへ公務として参列した事例はあるのか。

【県の回答】

全国戦没者追悼式や東日本大震災追悼式などが開催されており、知事の代理として千葉県副知事等が参列した事例がある。同様に、議長・千葉県議会副議長も参列した事例がある。

- (5) 公務として葬儀へ参列した事例はあるか。

【県の回答】

知事、議長共に、県内の市町村長、千葉県議会議員の本人及び親族の葬儀について、公務として参列した事例がある。

第4 認定した事実

執行機関に対して行った陳述の聴取、監査、職員調査等を総合し、以下の事実を認定した。

1 知事及び議長の本件国葬への参列について

(1) 本件国葬について

令和4年7月22日の閣議決定で、葬儀は国において行い、本件国葬の名称、内閣総理大臣が葬儀委員長となること、本件国葬を同年9月27日に日本武道館で行うこと及び葬儀のため必要な経費は国費で支弁すること等が決定され、同月27日、日本武道館において本件国葬が執り行われた。

なお、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬を行うことについて、政府は、「国の儀式を内閣が行うことは行政権の作用に含まれること、内閣府設置法第4条第3項第33号において内閣府の所掌事務として国の儀式に関する事務に関することが明記されており、国葬儀を含む国の儀式を行うことが行政権の作用に含まれることが法律上明確となっていること等から、可能である」との見解を示している。

(2) 本件国葬への参列に係る経過について

ア 知事の本件国葬への参列に係る経過

- (ア) 令和4年8月17日、全国知事会から、知事を本件国葬の参列者として推薦する旨、連絡があった。
- (イ) 令和4年8月23日、全国知事会から、知事の本件国葬への出欠席について照会がなされた。
- (ウ) 令和4年9月9日、知事宛ての本件国葬への案内状が全国知事会を通じて回付された。
- (エ) 令和4年9月15日、全国知事会へ知事が出席する旨回答した。
- (オ) 令和4年9月27日、知事が本件国葬に参列した。(随行職員1名及び公用車運転手1名同行)

イ 議長の本件国葬への参列に係る経過

- (ア) 令和4年8月17日、全国都道府県議会議長会から、都道府県議会議長が本件国葬の参列対象となる旨、連絡があった。
- (イ) 令和4年8月23日、全国都道府県議会議長会から、議長の本件国葬への出欠席について照会がなされた。
- (ウ) 令和4年9月2日、後日、議長宛ての本件国葬への案内状が送付される予定であることを踏まえ、全国都道府県議会議長会へ議長が出席する旨回答した。
- (エ) 令和4年9月9日、議長宛ての本件国葬への案内状が全国都道府県議会議長会を通じて回付された。
- (オ) 令和4年9月27日、議長が本件国葬に参列した。(随行職員1名

及び公用車運転手1名同行)

(3) 本件国葬への参列に係る公金の支出について

ア 知事の本件国葬への参列に係る公金の支出

(ア) 燃料代

県庁から集合場所である都道府県会館までの往復に係る公用車のガソリン代。

令和4年10月11日付けで知事の本件国葬への参列に係るガソリン代を含む、公用車のガソリン代(令和4年9月分)について契約先から請求がなされた。同月19日、管財課職員が支出負担行為・支出伝票を起票し、千葉県総務部管財課長(以下「管財課長」という。)が決裁の上、同月31日に支払われた。

(イ) 有料道路通行料

県庁から集合場所である都道府県会館までの往復に係る公用車の有料道路通行料。

令和4年11月10日付けで知事の本件国葬への参列に係る有料道路通行料を含む、公用車の有料道路通行料(令和4年9月分)について契約先から請求がなされた。同月16日、管財課職員が支出負担行為・支出伝票を起票し、管財課長が決裁の上、同月28日に支払われた。

(ウ) 時間外勤務手当

知事の本件国葬への参列に同行した秘書課職員2名(随行職員1名及び公用車運転手1名)の時間外勤務手当。

秘書課副課長による時間外勤務命令の決裁を受け、随行職員は午後4時15分から午後7時45分までの間、公用車運転手は午後5時から午後7時50分までの間、令和4年9月27日に時間外勤務を行った。その後、支出手続を経て、同年10月21日、本件国葬当日分を含む、時間外勤務手当(令和4年9月分)が当該職員2名へ支給された。

(エ) 旅費

本件国葬への参列には公用車を利用したため、旅費(交通費)は支出されていない。

また、知事及び同行した秘書課職員2名は、連絡に公用携帯を用いていたため、旅行雑費も支給されていない。

イ 議長の本件国葬への参列に係る公金の支出

(ア) 燃料代

県庁から集合場所である都道府県会館までの往復に係る公用車のガソリン代。

令和4年10月11日付けで議長の本件国葬への参列に係るガソリン代を含む、公用車のガソリン代(令和4年9月分)について

契約先から請求がなされた。同月19日、管財課職員が支出負担行為・支出伝票を起票し、管財課長が決裁の上、同月31日に支払われた。

(イ) 有料道路通行料

県庁から集合場所である都道府県会館までの往復に係る公用車の有料道路通行料。

令和4年11月10日付けで議長の本件国葬への参列に係る有料道路通行料を含む、公用車の有料道路通行料（令和4年9月分）について契約先から請求がなされた。同月16日、管財課職員が支出負担行為・支出伝票を起票し、管財課長が決裁の上、同月28日に支払われた。

(ウ) 時間外勤務手当

議長の本件国葬への参列に同行した議会事務局総務課職員2名（随行職員1名及び公用車運転手1名）の時間外勤務手当。

議会事務局総務課副課長による時間外勤務命令の決裁を受け、随行職員は午前8時10分から午前8時30分までの間及び午後5時15分から午後7時30分までの間、公用車運転手は午後4時15分から午後8時30分までの間、令和4年9月27日に時間外勤務を行った。その後、支出手続を経て、同年10月21日、本件国葬当日分を含む、時間外勤務手当（令和4年9月分）が当該職員2名へ支給された。

(エ) 旅費

本件国葬への参列には公用車を利用したため、旅費（交通費）は支出されていない。

同行した公用車運転手1名は公用携帯を所持していなかったため、議会事務局総務課副課長による令和4年9月27日の旅行命令の決裁後、支出手続を経て、同年10月17日に当該職員へ旅行雑費が支給された。

なお、議長及び同行した随行職員1名については、連絡に公用携帯を用いていたため、旅行雑費は支給されていない。

ウ 本件国葬への参列に係る公金の支出の適法性

知事の本件国葬への参列に係り支出された公金（ア（ア）から（ウ））及び議長の本件国葬への参列に係り支出された公金（イ（ア）から（エ））については、条例・財務規則等に則り、適正な手続で支出されていることが確認された。

2 本件国葬に係る半旗の掲揚について

(1) 本件国葬当日の旗の掲揚状況

千葉県庁本庁舎において、国旗及び県旗について半旗掲揚を行った。

掲揚を行ったのは、県と業務委託契約を締結している株式会社オーチューの社員である。

(2) 業務委託契約について

令和2年4月1日から令和5年3月31日までを契約期間として、県と株式会社オーチューとの間で、千葉県庁本庁舎等及び立体駐車場警備・駐車場整理業務について業務委託契約が締結されている。

委託業務のうち、旗の掲揚に関しては、委託者である県がその他指示する事項として業務内容に含まれている。

(3) 本件国葬当日の半旗掲揚に係る事務手続

上記契約に則り、令和4年9月9日に管財課庁舎管理室長から守衛室・庁舎管理センターに対し、本件国葬当日の千葉県庁本庁舎における半旗掲揚を指示したことが確認された。

第5 判断の前提

本件措置請求において、請求人は、措置を求める理由として、本件国葬に法的根拠がなく、憲法第13条、第14条、第19条、第21条第1項に反し違憲・違法な行政行為である旨を述べているが、住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものとされ（最高裁昭和57年（行ツ）第164号昭和62年2月20日判決参照）、その対象は普通地方公共団体の財務会計行為等に限られる。

本件国葬は、国が実施したもので県が行う財務会計行為等ではなく、住民監査請求の対象とはならないため、本件国葬の法的根拠の是非、違憲性及び違法性について当監査委員は判断をしない。

第6 判断

1 半旗を掲げた職員の時間分の給与に関する措置を求める部分について

請求人は、本件国葬当日に県庁に半旗を掲揚することが違法な行為であるとして、半旗を掲げた職員の時間分の給与を知事に返納するよう求めている。

しかしながら、「第4 認定した事実」の2で認定したとおり、県庁における国旗及び県旗の掲揚は、千葉県庁本庁舎等警備及び構内駐車場整理業務の一部として株式会社オーチューに委託されており、本件国葬に伴う半旗の掲揚についても同社が行っているため、「半旗を掲げた職員」は同社の社員であり、それに対する給与支払については県の財務会計行為等ではなく、住民監査請求の対象とはならない。

また、同社社員に対し半旗掲揚を指示する等した県の職員を「半旗を掲げた職員」に含めたとしても、県の職員の給与は、給与条例に基づき、日々の勤務に対する職責に応じて支給されるものであって、半旗掲揚の指示は給与支払の原因行為とはいえず、請求人は給与の支払という財務会計行為についての違法性及び不当性を示していない。

したがって、県庁に半旗を掲げた職員の時間分の給与を知事に返納するよう求める請求人の主張は、不適法な住民監査請求と言わざるを得ない。

なお、仮に半旗掲揚に係る委託費の支出が違法・不当であるとの主張であったとしても、国旗及び県旗の掲揚は通常業務に含まれており、半旗の掲揚に変更したとしても委託料が増えることはなく、県に財産上の損害は発生しないため、不適法な住民監査請求となる。

2 本件国葬参列に要した旅費等の公金に関する措置を求める部分について

請求人は、法第2条第2項を「普通地方公共団体は、『地域における事務及びその他の事務』で『法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの』を処理する」とし、本件国葬への知事等の参列はこれに当たらず、参列に伴う公金の支出は違法であると述べていると解される。

しかしながら、法第2条第2項は、普通地方公共団体が、その第一義的な事務である「地域における事務」と、それ以外に「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」を処理するものであることを一般的に示しているものである。

そして、判例が「相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれる」(最高裁平成15年(行ヒ)第74号平成18年12月1日判決)として、社会通念上儀礼の範囲にとどまる交際を普通地方公共団体の事務と認めている以上、「地域における事務」には、法律や政令の根拠が必要であるものに限らず、儀礼的な交際なども含まれると考えるのが相当である。

これを本件についてみるに、知事及び議長による本件国葬への参列は、普通地方公共団体又はその議会の代表としての国公式行事への出席であり、葬儀への参列という、社会通念上認められる儀礼的な交際であるといえ、知事及び議長の裁量の範囲内の行為であると認められることから、参列に伴う公金の支出に違法性及び不当性は認められないため、その余を判断するまでもなく、請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり、本件措置請求のうち、県庁に半旗を掲げた職員の時間分の給与を県に納める措置を求める部分については法第242条第1項の要

件を満たさない不適法な請求であるからこれを却下することとし、知事及び議長の本件国葬参列に要した旅費等一切の公金を県に返納する措置を求める部分については請求人の主張に理由がないからこれを棄却することとし、上記「第1 結論」のとおり決定する。

【別添】

住民監査請求に対する意見書

第1 国葬儀参列への経緯

1 知事の参列経緯

令和4年7月22日に、内閣総理大臣を葬儀委員長とする国葬儀が9月27日、日本武道館において執行されることが閣議決定された。

同年9月9日付けで、知事宛ての案内状が全国知事会を通じて送付された。

同年9月27日、国葬儀が実施され、知事が参列した。

2 議長の参列経緯

令和4年7月22日に、内閣総理大臣を葬儀委員長とする国葬儀が9月27日、日本武道館において執行されることが閣議決定された。

同年9月9日付けで、議長宛ての案内状が全国都道府県議会議長会を通じて送付された。

同年9月27日、国葬儀が実施され、議長が参列した。

第2 本件請求人の主張とこれに対する知事の意見

1 国葬儀の法的根拠について

【請求人の主張】

請求人は、閣議決定をもって本件国葬儀を実施できると解釈した政府の説明は、閣議決定を、天皇の国事行為を定める皇室典範のような行政作用法と同等の位置づけとする「詐欺」であるから、法定根拠がなく違法な行政行為である旨述べている。

【知事の意見】

安倍元総理の国葬儀は、政府の判断により、国の儀式として執り行われたものであり、その是非について県は意見する立場にない。

なお、閣議決定を根拠として国葬儀を行うことについて、政府は、「国の儀式を内閣が行うことは行政権の作用に含まれること、内閣府設置法第4条第3項第33号において内閣府の所掌事務として国の儀式に関する事務に関することが明記されており、国葬儀を含む国の儀式を行うことが行政権の作用に含まれることが法律上明確となっていること等から可能である※」との考え方を示している。

※ 衆議院議員江田憲治君提出質問主意書「安倍元首相の「国葬儀」に関する質問」に対する答弁書（令和4年8月15日閣議決定）より引用

2 国葬儀の違憲性について

(1) 憲法第14条（法の下での平等）関係について

【請求人の主張】

請求人は、本件国葬儀について、安倍氏を特別扱いするもので憲法第14条（法の下での平等）に反すると主張している。

【知事の意見】

安倍元総理の国葬儀は、政府の判断により、国の儀式として執り行われたものであり、その是非について県は意見する立場にない。

なお、政府は、下記の点を踏まえ、安倍元総理の国葬儀を執り行うことが適切であると判断し、7月22日に「故安倍晋三国葬儀」の執行を閣議決定した。

- ・ 民主主義の根幹たる国政選挙において6回にわたり国民の信任を得ながら憲政史上最長の8年8か月、総理大臣の重責を担ったこと。
- ・ 東日本大震災からの復興、日本経済の再生、日米関係を基軸とした戦略的外交の展開を主導し平和秩序に貢献するなど大きな実績を様々な分野で残したこと。
- ・ 諸外国における議会の追悼決議や服喪の実施、公共の施設のライトアップをはじめ各国で様々な形で国全体を巻き込んでの敬意と弔意が示されていること。
- ・ 民主主義の根幹たる選挙中の非業の死であること。

※ 国葬儀に関する閉会中審査（令和4年9月8日衆議院議院運営委員会）における総理大臣冒頭発言

(2) 憲法第19条（思想・良心の自由）、第21条第1項（表現の自由）関係について

【請求人の主張】

請求人は、国葬儀を「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」とする政府の説明（※1）をとらえて、「国全体」の意味を国民全員とするなら、憲法

第19条（思想・良心の自由）、第21条第1項（表現の自由）に違反すると主張している。

また「国全体」の意味を内閣メンバーとするなら国葬と名乗る資格がなくなり論理的破綻をきたすと主張している。

【知事の意見】

安倍元総理の国葬儀は、政府の判断により、国の儀式として執り行われたものであり、その是非について県は意見する立場にない。

なお、政府は、国葬儀について、国民一人ひとりに喪に服することを求めるものではないことを強調しており、「国葬儀」の実施によって内心の自由が侵害されることはない、との見解を示している。（※2）

また、「国葬と名乗る資格がなくなり論理的破綻をきたす」との主張に関しては、閣議決定により「国の儀式」として本件国葬儀を実施することが可能であるとの政府の見解が示されている。

※1 令和4年8月10日の総理大臣記者会見において、国葬儀を「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」と発言している。

※2 国葬儀に関する閉会中審査（令和4年9月8日衆議院議院運営委員会）
仁比聡平衆議院議員の意見（弔意を強制することになる）に対する総理大臣
発言より抜粋

3 半旗の掲揚について

【請求人の主張】

請求人は、故人に対して追悼の念を抱くこと、さらに追悼の念を表明すること等は、思想良心に基づく表現行為としてきわめて個人的な営為であり、本件国葬当日に、県庁に半旗を掲揚し、弔意を表すのが知事や議長とするなら、県民の共有財産の私的利用であるから、犯罪要件となる。県庁職員や県民とするなら、それらの全てが弔意を表すことを意味し、憲法第19条、第21条違反である、と主張している。

【知事の意見】

県庁舎における半旗掲揚は、行政機関として、国葬儀にあたっての国における対応を踏まえ実施したものであり、県庁職員や県民に弔意を強制するものではなく、犯罪

要件にも憲法第19条及び第21条違反にも当たらない。

なお、国旗及び県旗の掲揚は通常業務の範囲であり、半旗掲揚のための新たな人件費や委託費の支出はない。

4 国葬儀参列に伴い地方公共団体が公費を支出することについて

【請求人の主張】

請求人は、地方自治法第2条第2項は、普通地方公共団体は、「地域における事務及びその他の事務」で「法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」を処理するとしていることから、本件国葬に地方公共団体の知事等が出席し、公金を支出したことは、同法違反であり、住民自治と団体自治を地方自治の本旨とする憲法第92条、及び第13条に規定される幸福追求権を阻害したものである、と主張している。

【知事の意見】

(1) 知事が葬儀に参列することについて

地方公共団体の長等の交際については、最高裁判例（平成18年12月1日「武蔵野市長交際費事件に係る判例」）では、「相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれる」とされている。

また、地方自治法第2条第2項は、普通地方公共団体の事務を、「地域における事務」及び「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」とし、普通地方公共団体が、「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにした上で、必ずしも「地域における事務」に該当しないものであっても法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理することとされた場合には、当該事務を処理するものであることを一般的に示しているものであって、「地域における事務」には、法律や政令の根拠が必要であるものに限らず、儀礼的なものなども含まれると考えられる。

よって、本件国葬儀に参列することは、地方公共団体の代表としての国公式行事への出席であり、葬儀へ参列するという、社会通念上で認められた儀礼的なものの

範囲内であることから、地方自治法第2条第2項に違反するものではなく、憲法違反にも当たらない。

(2) 知事が国葬儀に参列した際の公費の支出について

ア 国葬儀に伴う公費支出の内容について

本件国葬儀に知事が参列したことに伴う支出は、知事に随行する職員が正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられたことによる時間外勤務手当、県庁から集合場所まで公用車を使用する際に生じる燃料代及び有料道路通行料である。

請求人は知事、随行職員、運転手の3名分の日割給与の返還を求め、と請求しているが、本件国葬儀に知事が参列したことは公務であることから、いずれも公務に要した経費であり、返還すべきと認められるものはない。

イ 公費支出の適法性について

時間外勤務手当については職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号）第16条の規定により、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員にその勤務した時間に対して支給することとされている。随行職員の時間外勤務手当については、適正な時間外勤務命令に基づき支給したものである。

また、公用車を使用する際に生じる燃料代及び有料道路通行料については、千葉県財務規則（昭和39年3月31日規則第13号の2）の諸規定に則り、支出することとされている。本件国葬儀への知事参列に係る公用車の燃料代及び有料道路通行料については、千葉県財務規則の諸規定に則り、適切に事務処理を行い、支出を行ったものである。

(3) 議長が葬儀に参列することについて

地方自治法第2条第2項は、普通地方公共団体の事務を、「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」とし、普通地方公共団体が、「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにした上で、必ずしも「地域における事務」に該当しないものであっても法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理

することとされた場合には、当該事務を処理するものであることを一般的に示しているものであって、「地域における事務」には、法律や政令の根拠が必要であるものに限らず、儀礼的なものなども含まれると考えられる。

また、議長の権限については、地方自治法第104条において、「普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」と規定されている。

よって、本件国葬儀に参列することは、議会の代表としての国公式行事への出席であり、葬儀へ参列するという、社会通念上で認められた儀礼的なものの範囲内であることから、地方自治法第2条第2項に違反するものではなく、憲法違反にも当たらない。

(4) 議長が国葬儀に参列した際の公費の支出について

ア 国葬儀に伴う公費支出の内容について

本件国葬儀に議長が参列したことに伴う支出は、議長に随行する職員の旅費、当該随行に伴い正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられたことによる時間外勤務手当、県庁から集合場所まで公用車を使用する際に生じる燃料代及び有料道路通行料である。

請求人は議長、随行職員、運転手の3名分の日割給与の返還を求め、と請求しているが、本件国葬儀に議長が参列したことは公務であることから、いずれも公務に要した経費であり、返還すべきと認められるものはない。

イ 公費支出の適法性について

旅費については、職員の旅費及び費用弁償に関する条例（昭和29年千葉県条例第7号）第2条、第3条及び第4条の規定により、旅行命令に基づき職員が出張した場合は、当該職員に対し、旅費を支給することとされている。

時間外勤務手当については職員の給与に関する条例第16条の規定により、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員にその勤務した時間に対して支給することとされている。随行職員の旅費及び時間外勤務手当については、適正な旅行命令及び時間外勤務命令に基づき支給したものである。

また、公用車を使用する際に生じる燃料代及び有料道路通行料については、

千葉県財務規則の諸規定に則り、支出することとされている。本件国葬議への議長参列に係る公用車の燃料代及び有料道路通行料については、千葉県財務規則の諸規定に則り、適切に事務処理を行い、支出を行ったものである。

第3 結論

以上で示したとおり、請求人が本請求の対象としたいずれの支出についても、法令等に従って適正に執行された支出であることから、本件監査請求は棄却されるべきである。